

令和 5年11月29日

三重県知事様

所在地 三重県四日市市東日野町1418番地
名称 医療法人 四日市予防保健協会
理事長 中嶋 寛
電話番号 (059) 321-8008

決 算 届

令和 4年 9月 1日から令和 5年 8月 31日までの決算を終了したので、医療法
第52条第1項の規定により届け出ます。

記

添付書類

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事 業 報 告 書

(自 令 和 4 年 9 月 1 日 至 令 和 5 年 8 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 四日市予防保健協会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 〒510-0942 三重県四日市市東日野町1418番地

(3) 設立認可年月日 平成22年 3月 5日

(4) 設立登記年月日 平成22年 3月12日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施 設 の 名 称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許 可 病 床 数
診療所	医療法人社団 四日市予防保健協会	無	三重県四日市市 東日野町 1418番地	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種 類 又 は 事 業 名	実 施 場 所	備 考
衛生検査所	三重県四日市市東日野町 1418番地	

(3) 当該会計事業年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和 4年10月25日 令和3年度決算の承認
- 令和 4年10月25日 理事・監事の選任、退任の承認
- 令和 5年 4月 1日 理事の追加選任
- 令和 5年 8月11日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

※医療法人整理番号 D570

法人名 医療法人社団 四日市予防保健協会
所在地 三重県四日市市東日野町1418番地

財 産 目 録

(令和 5年 8月 31日現在)

1. 資 産 額	29,514 千円
2. 負 債 額	14,964 千円
3. 純 資 産 額	14,550 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,956
B 固 定 資 産	2,558
C 資 産 合 計 (A + B)	29,514
D 負 債 合 計	14,964
E 純 資 産 (C - D)	14,550

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 ■ 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (法人所有 ■ 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

損益計算書

医療法人 四日市予防保健協会

自 令和 4年 9月 1日

至 令和 5年 8月31日

単位：円

科 目	金 額	
【売 上 高】		
保健予防活動収益	21,115,445	
検査収入	28,527,461	49,642,906
【売 上 原 価】		
期首棚卸高	67,989	
医薬品仕入高	5,633,888	
＊ ＊ 合計 ＊ ＊	5,701,877	
期末棚卸高	-67,989	5,633,888
売 上 総 利 益 金 額		44,009,018
【販売費及び一般管理費】		47,777,434
営 業 損 失 金 額		-3,768,416
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	76	
雑 収 入	7,052	7,128
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息		74,129
経 常 損 失 金 額		-3,835,417
【特 別 利 益】		
貸倒引当金戻入益		90,000
税引前当期純損失金額		-3,745,417
法人税、住民税及び事業税		72,000
当 期 純 損 失 金 額		-3,817,417

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 四日市予防保健協会

理事長 中嶋 寛 様

私は、医療法人 四日市予防保健協会の令和 4年度会計年度（令和 4年 9月 1日から令和 5年 8月 31日まで）の業 及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 10月 26日

医療法人 四日市予防保健協会

監事 森下 芳孝